

第81回自衛隊員倫理審査会議事録

1 日 時

令和元年6月25日（火）15時00分～15時35分

2 場 所

防衛省A棟11階 第1省議室

3 出席者

（委 員） 大森会長、高木委員、田中委員、友常委員、能勢委員
（防衛省） 室伏服務管理官

4 議 事

(1) 開会の辞

- 大森会長 只今より「第81回自衛隊員倫理審査会」を開催します。
各委員におかれましては、ご多忙中のところご参集いただき、誠にありがとうございます。
ます。

(2) 第80回自衛隊員倫理審査会議事録について

- 大森会長 それでは、本日の議題に入りたいと思います。
議題の1番目は、前回の審査会の議事録のご承認をいただくことです。
お手元の資料2「第80回倫理審査会議事録」について、案はあらかじめお配りして
ありますので、ご質問又はご意見がありましたらお願いします。
- 委員 意見なし。
- 大森会長 それでは、議事録につきましては、特段のご意見もないようなので、承認
につきましては、他の議題についての議論を終えた後で、一括して行いたいと思います。

(3) 平成30年度第4四半期贈与等報告書及び平成30年株取引等報告書及び所得等 報告書について

- 大森会長 議題の2番目は、「平成30年度第4四半期の贈与等報告書」及び「平成
30年株取引等報告書及び所得等報告書」の審査についてです。
「平成30年度第4四半期の贈与等報告書」については、倫理法第6条の規定に基づい
て、5千円を超える贈与等を受けた部員級以上の隊員が提出をした贈与等報告書につ
いて、当審査会が審査を行うものです。
また、「平成30年株取引等報告書及び所得等報告書」については、自衛隊員倫理法
第7条及び第8条の規定に基づいて、本省審議官級以上の隊員から提出された、それぞ
れの報告書について、当審査会が審査を行うものです。
それでは、服務管理官から説明をお願いします。

- 服務管理官 はじめに、「平成30年度第4四半期贈与等報告書総括表」について、ご説明いたします。

下の表の黄色の部分が、平成30年度第4四半期分でございます。件数の合計は172件となっており、前年度同期と比較しますと、「物品の贈与」及び「講演等に対する謝礼」に係る件数が多かったため、全体の総数が10件増えております。

基因・機関等別の件数でございますが、黄色い帯部分の報告件数を見ますと、陸上自衛隊の54件が最多となっておりますが、最下段の各機関の報告件数を報告対象となる職員数で割った率で見ますと、防衛研究所、防衛医科大学校、防衛大学の順となっております。

贈与等報告の内容についてご説明いたします。

物品等の贈与について、1番は、表敬時に儀礼的な趣旨で時計を受領したもの、2番から17番までは、海賊対処行動や災害派遣などに対する激励品を受領したものとなります。隊員一人あたりの単価をみますと、基本的に数百円程度となっており、17番は1,057円となっておりますが、激励品の内容は、その場で消費できるような飲食物でございます。

供給接待について、ご説明いたします。

18番から23番までは、一般社団法人が主催する新年賀詞交換会において、飲食物の提供を受けたものです。「利害関係あり」について、当該団体と技術資料の作成という契約関係があるためでございます。

この会は新年の賀詞交換という儀礼的なものであり、また、立食形式で実施されており、参加者は、他省庁関係者などを含めた690名、費用は7,526円で出席者全員が無料となっております。

24番から29番までは、一般社団法人が主催する新年賀詞交換会において、飲食の提供を受けたものです。「利害関係あり」については、当該団体と技術資料の作成という契約関係があるためでございます。

この会は新年の賀詞交換という儀礼的なものであり、また、立食形式で実施されており、参加者は、国会議員、他省庁関係者、報道関係者などを含めた812名、費用は12,263円で出席者全員が無料となっております。

30番から37番までは、一般社団法人が主催する新年賀詞交換会において、飲食の提供を受けたものです。

この会は新年の賀詞交換という儀礼的なものであり、参加者は、国会議員、他省庁関係省を含めた636名、費用は5,799円で出席者全員が無料となっております。

38番は、利害関係のない団体の賀詞交換会において、飲食の提供を受けたものです。この会は新年の賀詞交換という儀礼的なものであり、参加者は、他省庁関係者、報道関係者などを含めた385名、費用は10,916円で出席者全員が無料となっております。

著述に対する謝礼について、ご説明いたします。いずれも利害関係のない者からの謝

礼となっております。

39番から64番までは、部内の私的サークルが発行いたします機関紙への著述、65番から86番までは、社団法人や財団法人、新聞社、出版社などからの依頼による著述となっております。

著述による印税について、ご説明いたします。

87番から90番までは、出版された書籍等による印税を出版社から受領したものととなります。いずれも利害関係のない者からの印税となっております。

講演等に対する謝礼について、ご説明いたします。

91番から104番までは、利害関係者である企業からの報酬となります。

防衛医科大学校の教授や陸上自衛隊の医官は、薬剤や医療機器の調達に意見を述べることができる権限があることから、「利害関係あり」となっております。

これらについては、事前に倫理管理官等の承認を得ており、金額も基準の範囲内となっております。

105番から164番までは、社団法人・財団法人・地方自治体や公的機関、大学、学校法人、企業やNPO法人からの依頼による講演となっております。

なお、平日に講演を行う際は年次休暇やフレックスタイム制の利用により勤務時間外で講演を行っております。

テレビ出演等に対する謝礼について、ご説明いたします。

165番から168番は、テレビ会社の依頼によるテレビへの出演等に対する謝礼です。

最後に、報告遅延4件2名について、ご説明いたします。

1人目は、著述に対する謝礼に関するものですが、本来、平成30年度第3四半期分として、平成31年1月1日から15日までに提出する必要があったものです。

本人は本来の提出期限に間に合うように所属部署の事務担当に対し処置を依頼したものの、本年4月に入り、担当者に対し、平成30年度4四半期において提出すべき贈与を受けていない旨を伝えたところ、依頼していた報告書の提出が未処置であったことが発覚し、今般提出されたものです。

2人目は、講演等に対する謝礼と記載の3件に関するものですが、本来、平成30年度第3四半期分として、提出する必要があったものです。

先ほどと同様に、本人は本来の提出期限に間に合うように庶務担当者に対し処置を依頼し、庶務担当者から当該機関の倫理担当者へ報告書の提出はされておりましたが、倫理担当者が保管したまま失念してしまったものとなります。4月の異動時に机を整理していた際、報告書を発見し、提出が未処置であったことが発覚し、今般提出されたものです。

これらは、いずれも、今回が初めての遅延であるということと、本人は提出期限に間に合うように報告書を出しているということで、特に悪質性があるということではないと考えられます。委員の皆様のご異論がなければ、懲戒処分に相当しないという評価をしていただいてもいいのではないかと考えております。他方、このところ、報告者は

提出したものの、担当者が失念した結果、遅延になってしまっているケースが相次いでいることから、各機関に対して、文書による注意喚起を行いたいと思います。

続きまして、「平成30年株取引等報告書」についてご説明させていただきます。

株取引等の報告は、贈与等の報告では明らかにならない株券等の取得又は譲渡の状況を把握するものであり、贈与等の報告制度を補完する趣旨のものです。

対象となりますのは本省審議官級以上の自衛隊員でございます。その中で、前年において株券等の取得又は譲渡した者から提出されたものとなりますが、平成30年分についての該当は5名ございました。

この5名につきましては、自衛隊員倫理規程第3条第1項第5号で禁止されている利害関係者からの「未公開株式の譲り受け」に該当するものはございませんでした。

続きまして、所得等報告書についてご説明させていただきます。

所得等の報告は、株取引等の報告と同様、贈与等の報告では明らかにならない所得の状況を把握できるようにするものであり、贈与等の報告を補完する趣旨のものです。

対象となりますのは、1年間を通じて本省審議官級以上であった者で、平成30年分については、総数で116名対象者がおりますが、このうち、この表にまとめておりますのは28名でございます。これは、国からの給与所得のみしか報告のない88名につきましては、総括表への記載自体を省略させていただいているためです。

なお、この所得等報告につきましては、納税申告書の写しを提出して行うこともできることとなっており、こちらの表にある所得の項目は、納税申告書の項目と同じ定義ですが、給与所得については国からの給与は省略しております。

不動産所得につきましては、3番以降11名の方から報告されておりますが、これは住宅や土地の賃貸料によるものです。

配当所得につきましては、22番の方から報告がございます。

給与所得につきましては、5番及び6番の方から報告がございますが、2名とも許可を得て行っている兼業先からの給与でございます。

雑所得につきましては、1番以降多くの方から報告されておりますが、主として、著述や印税、講演等に対する報酬によるもので、本審査会でご審議いただく贈与等報告書に出てくるようなものとなります。報告の内容につきましては、過去の贈与等報告と照合し、贈与等報告書の提出漏れはないことを確認しております。

一時所得につきましては、3番及び4番の方より報告がございます。

株式等の事業・譲渡につきましては、2番、6番及び21番の方、上場株式等の配当所得につきましては、6番、21番及び23番の方より報告がなされております。

株取引等報告書及び所得等報告書の説明は、以上です。

- 大森会長 ありがとうございます。それでは、ここで贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書の審査に入らせていただきます。各報告書に対するご質問、ご意見を頂きたいと思いますので、よろしくお願います。
- 委員 贈与等報告書の遅延に関する意見になります。遅延の処分をしないというご発言については特に意見はございませんが、先ほどサービス管理官が仰っていた再

発防止のための手段をどうするかということに関連してののですが、もちろん再発防止というのは一時的に重要なことではありますが、昨今民間では働き方改革というのが非常に話題になって、各社色々工夫をされているところでして、ミスをチェックするという趣旨だけではなくて、省力化という趣旨も踏まえて、もちろん防衛省は民間企業とは違いますから、働き方改革といっても同じにはいかないということは承知しておりますけれども、省力化とミスの防止の両方を叶えられるような、何かシステム的な対応や解決策があれば非常に望ましいのではないかと考えております。

- 服務管理官 今のご指摘につきましては、わたくし共で考えております通知文書は一義的にはミスの防止と事例の周知ではありますが、ご指摘いただいているようなまさにシステムとして、合理化、省力化できないかというところにつきましても、並行して検討させていただいて、反映できるものにつきましては措置していきたいと考えております。ただ、基本的に制度上はやはり紙の書式で出てきている形になりますので、システム的にすべてが処理できるものでは必ずしもないとなっているのが現状でございますが、その中で何かできることがないかということは考えていきたいと思っております。
- 大森会長 何かそういう時に対応策など、企業ではあるものですか。
- 委員 わたくし共の企業では、電子決裁、ワークフローというものがあまして、紙でやり取りせず、例えば届け出を申請したり、報告書を入れますと、上司を経て担当部署に届くしくみになっています。交通費の精算や稟議書もワークフロー決裁でき、出張していても、外部からも見ることができるシステムです。紙は确实ですけども、手間がかかり、他の書類に紛れたりすると分からなくなってしまうこともありますので、検討されてはいかがでしょうか。
- 服務管理官 防衛省におきましても、電子決裁は導入されておまして、部内で組織的な決裁をするものについては、ほとんど電子決裁でなされるようになっているところはございます。他方で、この贈与等報告は組織的な決裁をとって出すというよりは、報告者が担当者に渡して、これを出しておいてくれという形になっておるので、どうしても電子決裁のシステムに載ってないのが現状でございます。どういう形で省力化と電子化ができるかどうかは分かりませんが、いずれにせよ省力化という負荷がかからない形で、ミスがなくなるような形にできれば良いと思いますので、そこは検討させていただきたいと思います。
- 大森会長 よろしくご検討ください。
- 委員 入力もパターンがありますと、講演の謝礼とか言うのだいたい入っていて、前回のものを参照して、日付などを変えればいいのか、入力も簡単になるのではないかなと。いま、手書きではないですね、パソコンで入力をした書面だと思いますので、将来に向けて省力化できればよろしいのではないかと思います。
- 大森会長 ありがとうございます。
- 委員 倫理的な面と若干ずれるのですが、表紙のところにあった報酬の著述、講演等のところの件数だけみていくと、平成25年度の著述の件数が110件あった

のが、それ以降は徐々に減ってきているのでしょうか。

- 服務管理官 著述に関しては、25、6年の平均からすると、だいたい半分くらいの推移になっているようにみられます。
- 委員 最近色々なところを見ていると若干、ミリタリーの世界、シンクタンク同士のですね、情報、意見のぶつけ合いとかが凄まじいので、そうするとこの件数が減っているのがひょっとして、日本の防衛省・自衛隊の発信力を表しているのだとすると、ちょっとどうなのかと。
- 服務管理官 例えば、防衛研究所などにおきましては、組織的な情報発信をもっと積極的にやっていくという方針のもと色々やっているということは聞いております。他方で、ここに出てくる報告書というのは、私人として行っている著述になっているので、組織としてやっていることと、個人としてやっているところの傾向が必ずしも一致していないのかと思います。
- 委員 退役した方が個人名で、やたらといかにも国の方針のような本を出しまくっているところがあったりするもので、個人という形でどんどん出していかれるとかっていうのが、おそらく今後結構国際的な情勢の中で、発信力という面からは重要なのかと。それから、そういう見解とか意見の発表を下支えするようにミリタリーの方がですね、映像・画像を出すという、ある国などは最近凄まじいですから、この場では当てはまらない話ですけれども、そのあたりが気になったもので。平時における発信力を委縮しないで、もっと発信して頂ければいいのではないかという気がします。
- 服務管理官 励ましのお言葉を頂きましてありがとうございます。
- 大森会長 どうもありがとうございました。他に何かございますか。
- 委員 些末なことで恐縮ですが、株取引等報告書総括表と所得等報告書総括表のことですが、以前も同じことをお伺いしたかもしれませんが、株取引等報告書の方にあがっている方で、所得等報告書にお名前のない方というのが一方いらっしゃいまして、株取引等報告書の3番目ですけれども、11月に譲渡をされていますので、30年というのが1月から12月ということであれば、この1年間の配当所得、あるいは譲渡したときのプラスマイナスの所得があってもよろしいのかなと思ったのですけれども、そういう照合というか、突き合わせのようなことというのは。
- 事務局 その者は1年間通して指定職ではなかったということで、株取引の方は指定職の時に売買した者を対象としているのですが、所得報告は1年間を通じて指定職でいた方が対象となります。
- 委員 そもそも対象のくくり方が違うと。
- 事務局 はい。
- 委員 ありがとうございます。
- 大森会長 よろしいでしょうか。それでは他にご質問、意見等がなければ、贈与等報告書、これは4件の遅延がありますけれども、特に懲戒処分に該当しないということで、株取引等報告書及び所得等報告書の審査は以上といたします。

(4) 議題の採択等について

- 大森会長 それでは、本日審議されました「第80回自衛隊員倫理審査会議事録」、「平成30年度第4四半期の贈与等報告書」、「平成30年株取引等報告書」及び「平成30年所得等報告書」につきまして、各委員に承認を頂きたいと思いますので、サイン又は押印をお願いします。

(5) 閉会の辞

- 大森会長 次回のスケジュールにつきましては、委員の皆様のご都合を承りつつ、事務局より個別に連絡させていただきたいと思います。

以上で、本日予定しておりました議題につきましては全て審議が終了いたしました。
本日は、ご熱心にご審議いただき、誠にありがとうございました。